

(町長による政策等の形成過程の説明)

第11条

町長は、議会に計画、政策、施策、事業等(以下「政策等」という。)を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策等の決定過程を説明するよう努めなければならない。

- (1) 政策等の背景と目的
- (2) 総合計画における根拠又は位置づけ
- (3) 関係ある法令及び条例等
- (4) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (5) 政策等の実施に関わる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の費用と効果
- (7) 形成過程における町民参加とその内容

- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、それらの政策等の水準を高める観点から、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

(予算・決算における政策説明資料の作成)

第12条

町長は、予算案及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の政策説明資料を作成するよう努めるものとする。

(法第96条第2項の議決事件)

第13条

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項の規定による議会の議決事件は、代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量のうえ、次のとおり定めるものとする。

- (1) 南風原町総合計画基本構想及び基本計画
- (2) 南風原町地域防災計画
- (3) 南風原町地域福祉計画
- (4) 南風原町都市マスタープラン
- (5) 南風原農業振興地域整備計画

解説

第11条第1項では、町長は、政策水準が高まるような議論が行われるよう政策等の決定(提案に至る)過程を明らかにし、7項目(「必要性」「適合性」「適法性」「有効性」「効率性」「公平性」「協働性」)にわたる情報の提供をすることを定めています。第2項では、議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを定めています。